

第30回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会②】

日時：2023年4月5日（水）

部会①・部会② 10:00～12:00(予定)

場所：JR 東日本現地会議室

次 第

【部会②】

- (1) 開会

- (2) 第28回委員会（3/1）の部会② 議事録確認 【資料1】

- (3) 試掘調査（3工区：南横仕切堤～旧品川停車場）の成果について 【資料2】

- (4) 駅街区地区（1工区京急仮線部含む）の今後の進め方 【資料3】

- (5) その他

- (6) 閉会

※ なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています

第 28 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会②】

開催記録（案）

1 開催概要

- 日時：令和 5 年 3 月 1 日（水）10：00 ～ 12：00
- 場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール 5A
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授）
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工事部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 基盤整備計画部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部
事務局 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

部会②

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 27 回委員会（2/1）部会②議事録案
- ・ 資料 2：調査の進捗について
- ・ 資料 3：品川駅街区の文献調査報告
- ・ 資料 4：駅街区の地区計画と建築物の工事計画
- ・ その他：京急 web ページ案内

2 議事要旨

2.1 部会②

(1) 開会

- 第 28 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の部会②を開会する。(事務局)

(2) 第 27 回委員会 (2/1) 部会②の議事録確認

- 本委員会終了までに指摘がなければ議事録を確定する。(委員長)

(3) 調査の進捗について

- 資料 2 について説明する。(港区)
- 南横仕切堤の南側土留と想定されるまでの調査に感謝する。構造は港区でまとめて報告していただきたい。(委員長)
- 水溜の存在自体は堆積状況から間違いないものとわかった。重要な成果である。試掘範囲内ではその法面が石垣や土留めが行われていなかったことがわかった。(委員長)
- 北横仕切堤と南横仕切堤の間に位置する山留設置箇所はボーリング調査の結果としてはなにも確認されなかったため工事着手を可としたということであるが、委員会としてもその判断を尊重したい。(委員長)

(4) 品川駅街区の文献調査報告 (土地の変遷) について

- 資料 3 について説明する。(事務局)
- 資料 2 のボーリング調査の結果を見ると水の流れは第 8 橋梁の方向に流れていることがわかる。(小野田委員)
- 資料 3-1 について私有地と書いてあるものは何か。(文化庁)
← 12 月の部会②の資料で、私有地が誰のものであったか一覧で整理している。個人の所有である。特異なのは、一度払い下げられ、品川駅拡張に合わせてもう一度接収されているという経緯である。(事務局)
- 今後駅街区についてどういう進め方をするか、改めて関係者で集まり考えなければならぬ。(委員長)

(5) 駅街区の地区計画と建築物の工事計画について

- 資料 4 について説明する。(京急)

- 事業スケジュールに関する説明であったが、埋蔵文化財の実態を把握した上で保護措置を決めていく検討の進め方に変わりはない。(委員長)

(6) その他

- 本委員会の部会②の資料・記録を掲示するホームページを作成したので紹介する。(事務局)

(7) 閉会

3 議事録

3.1 部会②

(1) 開会

- (事務局) ここからは事務局を交代し、部会②を進める。
(事務局) 次第を説明する。
(事務局) 進行を谷川委員長にお願いする。

(2) 第 27 回委員会 (2/1) 部会②の議事録確認

- (委員長) 前回の全体会の議事録について修正等の指摘はあるか。
(委員長) 何か修正があれば本委員会が終了するまでに指摘していただきたい。
なければこれで議事録を確定する。

(3) 調査の進捗について

- (港区) 資料 2 について説明する。
(委員長) 南横仕切堤の南側の土留だと思われるものが、想定されるまで調査していただいたことに感謝する。構造は港区の方でまとめて報告していただきたい。水溜の部分は、存在自体は堆積状況から間違いないものと分かったことが重要な成果である。その法面での石垣や土留めなどは行われていなかったということが、少なくとも試掘の範囲内ではわかった。山留の部分は、ボーリングの状況を見て確認するということであった。北横仕切堤と南横仕切堤の間は、ボーリング調査の結果では何も確認されなかったため、山留の部分は工事着手可としたということである。検討委員会の方でもその判断を尊重したい。
(委員長) 他になければ次に進める。

(4) 品川駅街区の文献調査報告 (土地の変遷) について

- (事務局) 資料 3 について説明する。
(小野田委員) 2 ページの地図の赤線は何か。
(事務局) これは南棟の連壁の先行山留の位置である。12 月の資料をそのまま転記しているため残っているものである。資料 2-4 のボーリング調査の結果の場所である。
(小野田委員) ボーリング調査の結果を見ると水の流れは第 8 橋梁の方向に向かっていることがわかる。
(文化庁) 資料 3-1 の図について、民有地と書いてあるのは何か。

- (事務局) 12月の部会②の資料で示している。民有地が誰のものであったかはその資料で整理している。個人の方の所有である。特異なのは、民有地として払い下げられた土地のうち、品川駅の拡張に合わせてもう一度官有地（鉄道用地）として接収されているということがある。
- (委員長) 今後駅街区についてどういう進め方とするか、改めて関係者で集まって考えなければならない。
- (委員長) 他になければ次に進める。

(5) 駅街区の地区計画と建築物の工事計画について

- (京急) 資料4について説明する。
- (委員長) スケジュールに関して理解するための説明であった。埋蔵文化財の実態を把握した上で保護措置を決めていくという検討の進め方に変わりはない。
- (委員長) 他になければ次に進める。

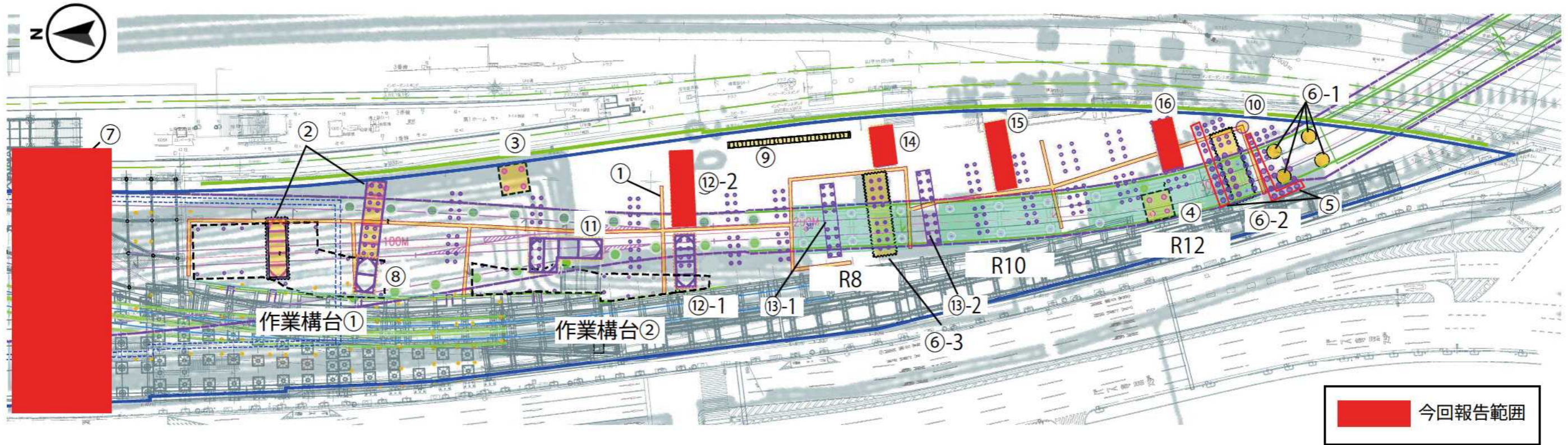
(6) その他

- (委員長) その他なにかあるか。
- (事務局) 調査・保存等検討委員会の京急の方の資料・記録を掲示するHPを作成したので紹介する。

(7) 閉会

- (委員長) これで終了する。

以上



【まとめ】

※2023.4.1時点

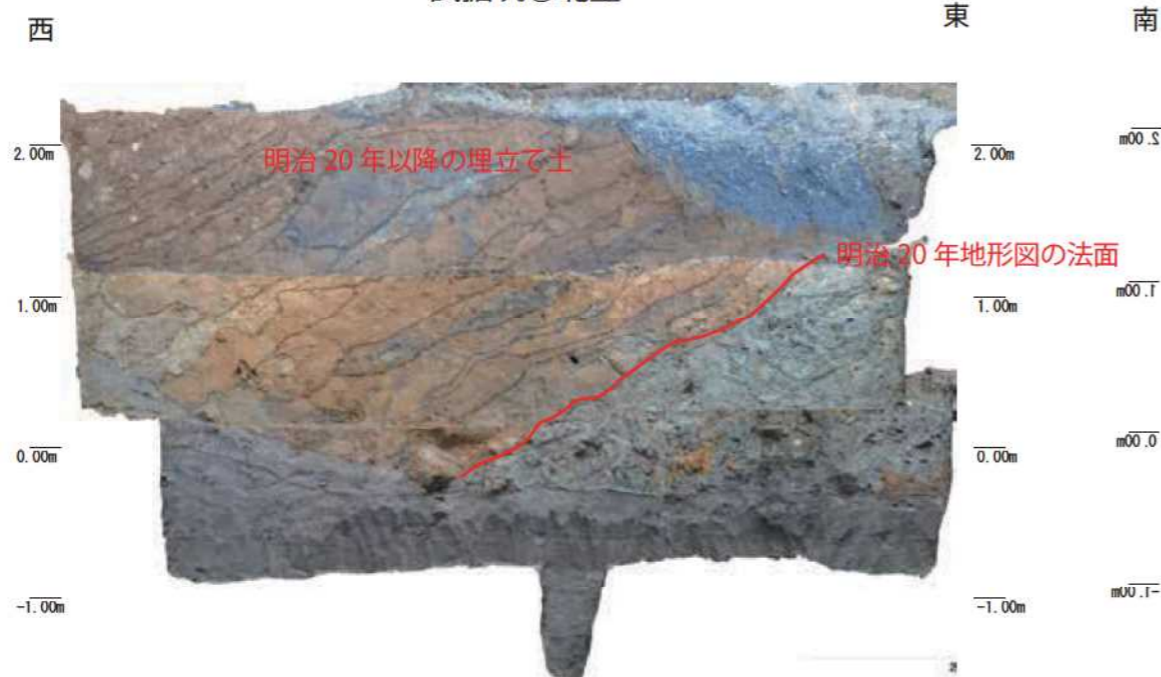
地点	調査原因	調査目的	調査の方法	掘削底面標高	調査の成果	備考
①	排水設備敷設	整地層及び盛土層の残存状況確認	排水管敷設範囲(L=360m×W=1.2m×D=1.1)を重機で掘削し、土層堆積状況等を記録	T.P.+1.2m	位置によっては攪乱著しいが、南東部隅で遺構(土壁状の高まり)と見られるものを確認した。それ以外のエリアでは、地点⑥-2・3で確認された整地層は確認されなかったものの、盛土層の残存を確認した。	
②	架設構台基礎等	護岸石垣の有無確認	設定したトレンチ内を重機及び人力で掘削の上、遺構の確認及び土層堆積状況等を記録	T.P.-1m+α	石垣やそれに伴う遺構(枕木等)は確認されなかったが、東から西に落ちる盛土の端部を確認した。旧品川停車場側の西端部と考えられる。	
③	タワークレーン設置(JC900)	"	脚部分を機械で掘削(掘削時立会)フーチング範囲(5500mm四方×D=700mm)は試掘	T.P.-2m+α	T.P.-6mを超えても硬質粘土層が確認されず、木片(杭の残片?)が確認されることから、当該地点はすでに攪乱を受けていると考えられる。(ボーリングコアの観察からも、非常に締まりのない土層が続いており、周辺とは土質が全く異なることを確認している。)	成果を踏まえ、フーチング範囲の試掘は実施しない。
④	タワークレーン設置(JCL540)	旧品川停車場に伴う遺構の有無確認	杭打設地点(4箇所)のボーリング調査	T.P.-2.5m	東側の2本では、海砂に似た層を確認しているが、西側の2本では確認されなかった。この範囲内に陸地と海の変化点を確認される可能性があり、次回調査時に確認したい。	フーチングはGL上に構築する(掘削を伴わない)ことから、事前の試掘は実施しない。
⑤	架設構台基礎	"	構台基礎部分をボーリング調査(φ65mm×21本)	"	「黒色砂層(海砂)が確認された地点」と「水面下で堆積した粘土層(澱みの層)が確認された地点」の位置関係から、(1)調査地点①~④は長らく陸地だった、(2)調査地点⑤・⑥・⑫~⑮は海砂が堆積する、浜辺のような環境だった、(3)⑥~⑪、⑬~⑱、⑳は水の動きがなく、泥が滞留するような環境だった、(4)⑫は他の地点と堆積土が全く異なることから、攪乱を受けている可能性がある。	旧地形の復元(盛土、切土等の範囲等)が課題。
⑥-1	R14橋脚設置ほか	旧品川停車場の遺構の有無確認	脚部分を人力で掘削(φ3500mm×4本)、遺構(石垣等)の有無確認	T.P.-1m+α	上部は攪乱されていたが、盛土層を確認。盛土層の下から多量の遺物(幕末期頃)を確認したことから、幕末以降に盛土されたことを確認。	
⑥-2・3	"	"	設定したトレンチ内を重機及び人力で掘削、遺構(石垣等)及び土層堆積状況等を記録	"	盛土層と、その上で整地層を確認。土層観察により、盛土作業と整地作業は時期差なく行われたことを確認。整地層上面で遺構確認作業を行ったが、遺構は確認されず。	
⑦	南棟建設	第8橋梁に伴う南横仕切堤の有無確認	設定したトレンチ内を重機及び人力で掘削	"	上部は失われているものの、下部(T.P.-0m以下)で、東西に延びる杭・板材を確認。第7橋梁の南北仕切堤の構造に類似しており、第8橋梁南仕切堤の構成材である可能性が高い。	南横仕切堤の想定範囲を検討中。
⑧	"	溜池内の状況確認	設定したトレンチ内を重機及び人力で掘削の上、遺構の有無確認及び土層堆積状況等を記録	T.P.-1m+α	東から西に傾斜する法面に石を貼るような造物物を確認したが、人為的な工造物という判断はできなかった。それ以外では、埋立土以外の遺構は確認されなかった。基礎層と考えている硬質粘土層が確認されず、谷のようなものが入りこんでいた可能性がある。	作業構台①の工事着手を可とする。
⑨	"	暗渠遺構の有無確認	簡易土留めを行い、TP±0m付近まで掘削	~T.P.±0m	T.P.±0mで遺構(石組み、土留め等)は確認されず。一部はT.P.+1.3m付近で遺構検出を試みるも、遺構は確認されず。	暗渠は実際に構築されなかったか?

地点	調査原因	調査目的	調査の方法	掘削底面標高	調査の成果	備考
⑩	"	土壁状遺構の確認	調査①で確認された土壁状遺構の詳細確認のため、T.P.+1.2m程度まで重機及び人力で掘削し、土層堆積状況等を記録	T.P.+1.2m程度	非常に緩い傾斜の盛土を確認。	
⑪	作業構台②	護岸石垣の有無確認等	設定したトレンチ内を重機及び人力で掘削の上、遺構の有無確認及び土層堆積状況等を記録	T.P.-1m+α	南→北に傾斜する土羽?を確認。その下で澱みの層及び自然堆積層(貝混じり)を確認。	作業構台②の工事着手を可とする。
⑫-1	"	"	"	"	西側は攪乱を受けているものの、東側ではほぼ水平に堆積する暗灰色土層(澱みの土)、その上面で埋め立て土(溜池を埋め立てた時のものか?)を確認。	
⑫-2	架設構台基礎	"	"	"	部分的に攪乱を受けているものの、掘削下で盛土層を確認した。	
⑬-1	"	整地層の範囲確認	調査⑥-3で確認された整地層の範囲確認、整地層残存の場合は上面での遺構の有無確認	T.P.+1.2m程度	整地層は確認されなかった。部分的に攪乱は見られるものの、整地層下の盛土層は残存している可能性がある。	
⑬-2	"	"	"	"	"	
⑭	"	整地層、盛土層及び石垣、土留め等の有無確認	設定したトレンチ内を重機及び人力で掘削の上、遺構の有無確認及び土層堆積状況等を記録	T.P.-1m+α	整地層を確認したが、試掘坑の大半が攪乱を受けており、残存状態は良好とは言えない。整地層以下では盛土層を確認した。	
⑮	"	"	"	"	部分的に攪乱を受けているものの、掘削下で盛土層を確認した。	
⑯	"	"	"	"	"	

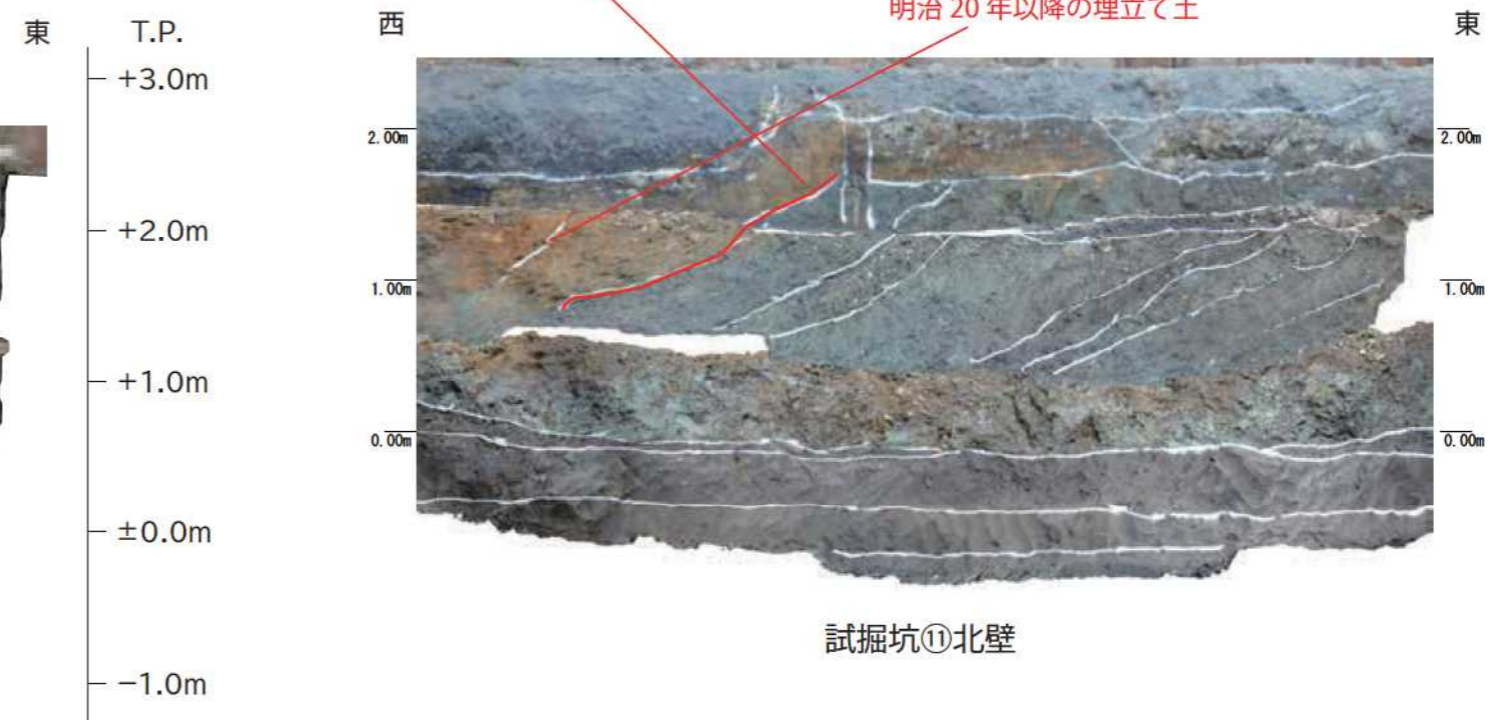
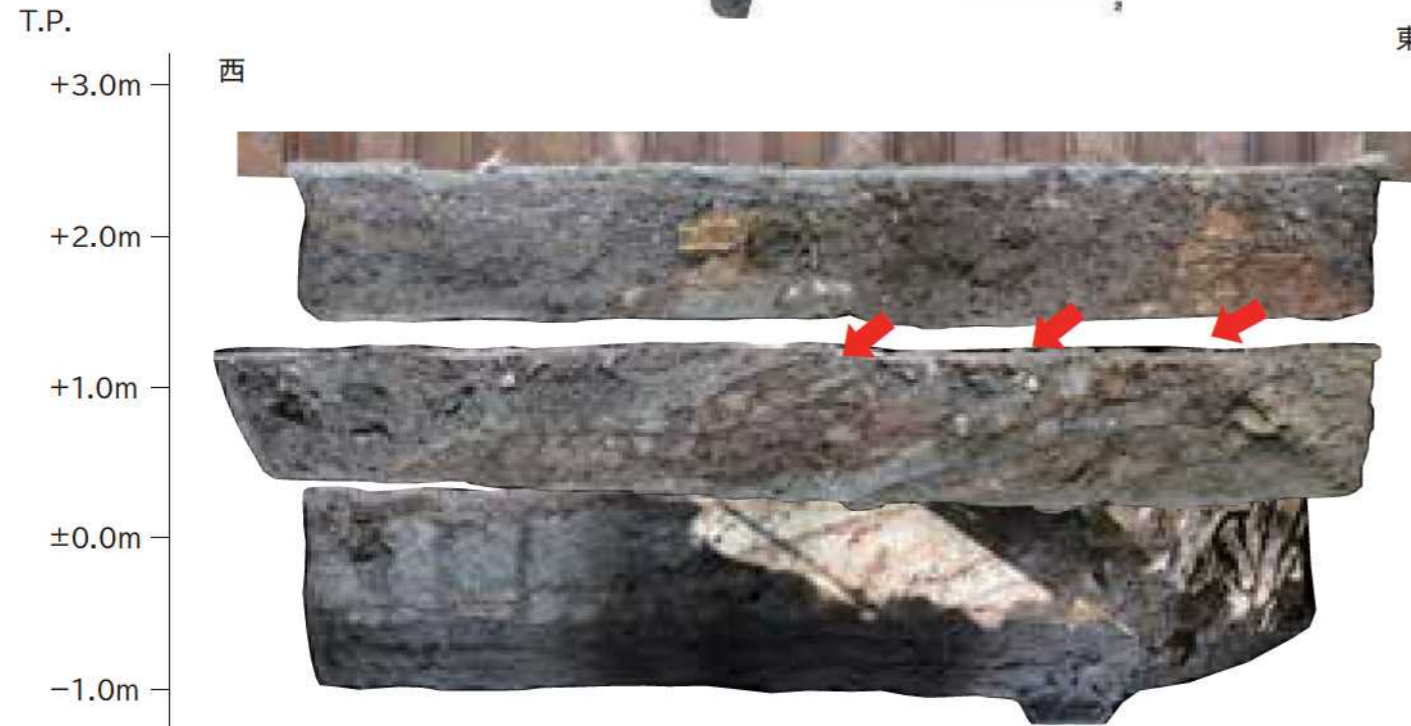
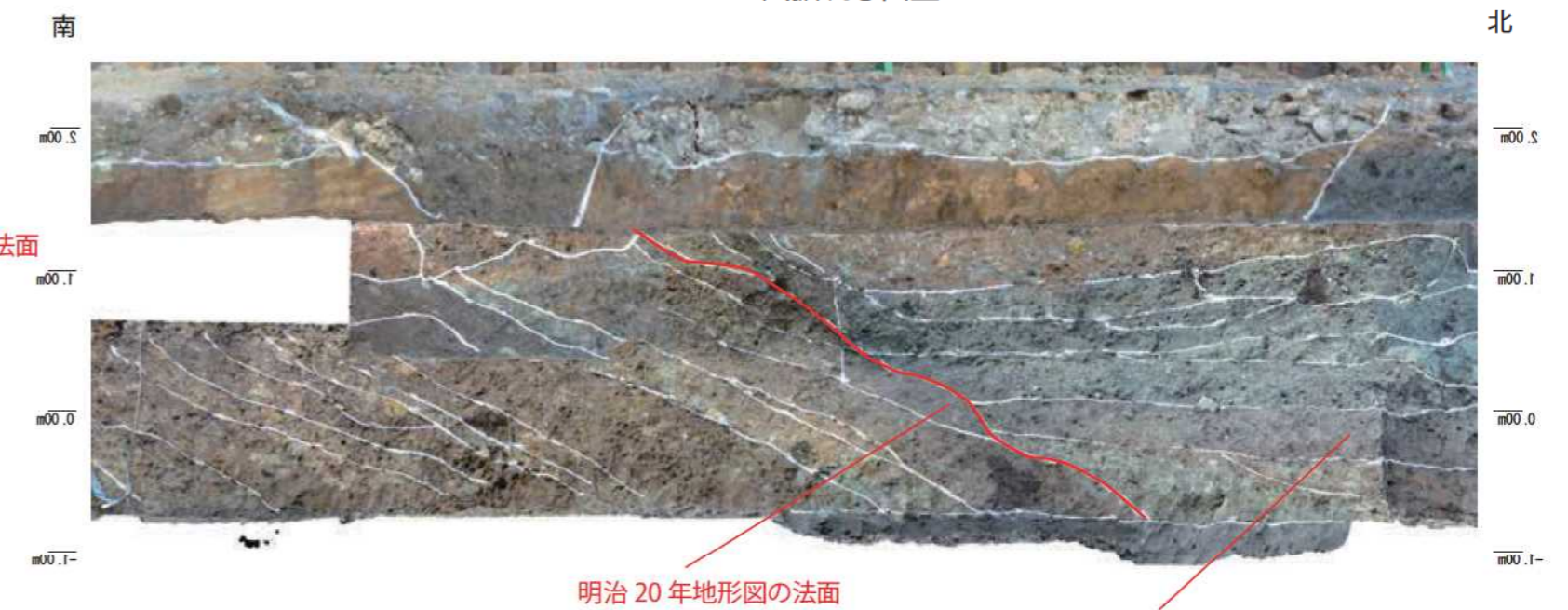
旧電留線部の成果

【資料 2-2】

試掘坑⑧北壁

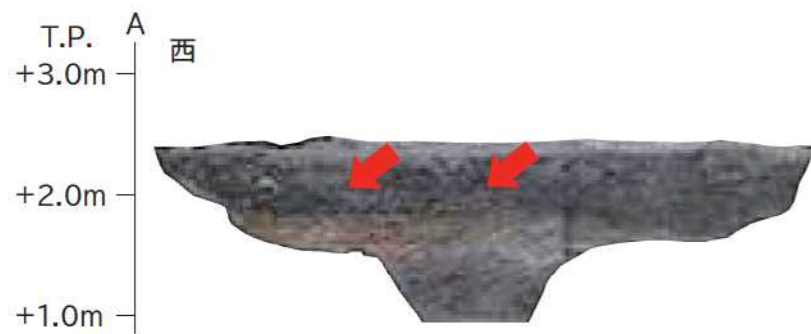


試掘坑⑪西壁

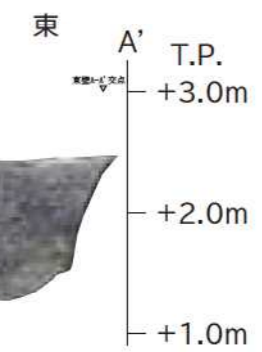


試掘坑⑭北壁

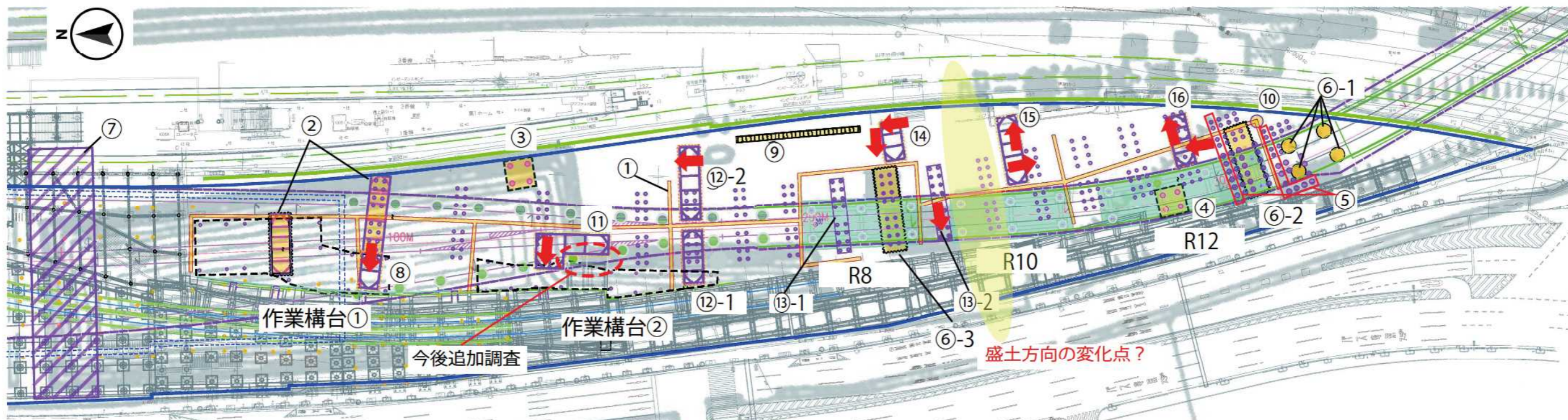
試掘坑⑪北壁



試掘坑⑬-2北壁



- 水溜と盛土の境となる土羽を確認
- 旧品川停車場前広場に伴う盛土の堆積方向を確認（地点により方向が異なる）



【まとめ】

- (1) 旧電留線部の構造物構築時、もしくは解体時に部分的な攪乱を受けている。
- (2) 上記攪乱層の下では、限定的ではあるが旧品川停車場の整地層を確認している。
- (3) 旧品川停車場前広場整備に伴う盛土層は、JR線に近い東側で設定したトレンチで概ね確認されている。
- (4) 溜池と駅前広場の境界においては、土層堆積状態の観察結果から、護岸石垣や土留め板・杭のような構造物は作らず、土羽で法面を保っていた可能性がある。
- (5) 文献資料に見られた暗渠は確認されなかった（試掘⑨）。
- (6) 試掘⑬-2が東側からの堆積を示しているのに対し、試掘⑮では西側からの堆積を示しており、この付近（うす黄色部分）に盛土方向の変化点がある可能性が高い。
- (7) 八ツ山橋付近では、ボーリングコアの観察成果から、陸と海との境目と見られる位置を確認している。
- (8) 2街区西側や交通局の調査で確認されている、基盤層を掘り込む遺構は現時点で確認されていないが、本エリア内にも同様の遺構が存在する可能性がある。
- (9) 試掘地点により土質や堆積方向等の差が見出されており、埋立の時期や段階、方法を知る上で重要な資料となる。

→(4)、(8)、(9)の所見から、3工区全体を「周知の埋蔵文化財包蔵地」としており、石垣や土留め等のほか、盛土や埋立て土に対しても埋蔵文化財調査の対象とする。

【工事着手について】

- ・試掘②・③・⑧・⑪の結果、護岸石垣等の構造物は確認されなかったことから、作業構台①・②と、その間のつばさ杭は打設可とした。（第28回調査・保存等検討委員会で報告済）
- ・試掘⑫以南の試掘調査でも、護岸石垣等の構造物は確認されなかったが、試掘⑬-2と⑮の間に盛土方向の変化点を確認される可能性がある。
 - 上記所見を踏まえ、追加調査を検討したが、今回は下記の観点から実施せず、工事着手可と判断した。
 - ・盛土の変化点を捉えるためには南北方向の土層断面を確認する必要があるが、当面は杭の打設のみであり、ボーリング調査等の小面積での試掘では盛土方向の変化点を捉えることが難しい。
 - ・R8・R10・R12の地中梁構築時に本発掘調査を実施する予定があり（2026年度頃）、その際に盛土の堆積方向等の確認が可能である。
 - ただし、工事中に障害物を確認した場合は、速やかに文化財行政に連絡し、その後の対応を協議すること。
 - 今回実施予定だった試掘⑪の西側（赤丸破線部）は、仮設物撤去後に調査を実施すること。

【資料2-3】第8橋梁と南北仕切堤の位置関係

高輪鉄道協余地調図(明治8年)
東京実測図(明治20年)
東京市芝区全図(明治29年)明治29年

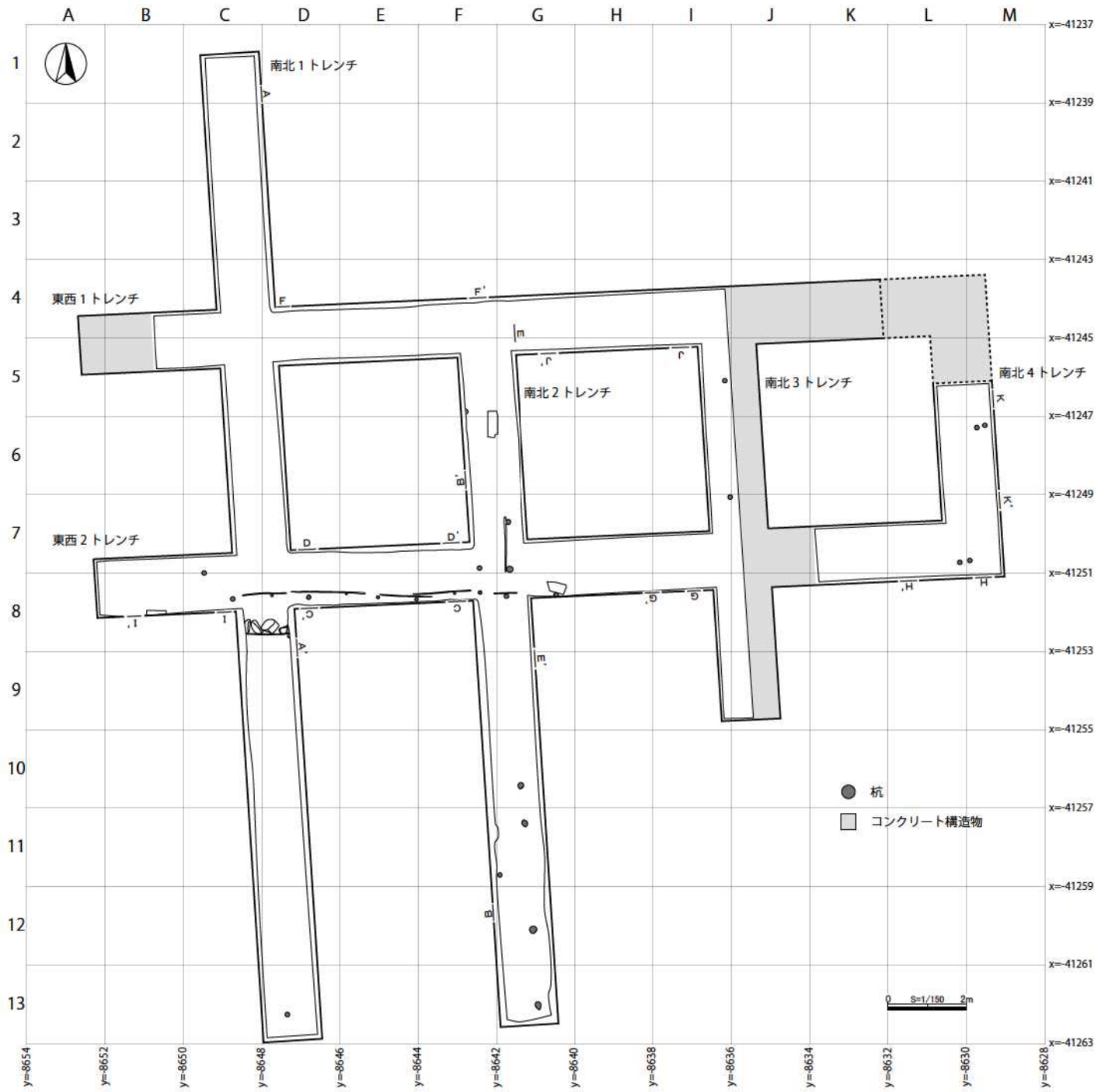
第8橋梁

北横仕切堤

南横仕切堤

【凡例】
水色：北横仕切堤試掘範囲
ピンク色：南横仕切堤試掘範囲
オレンジ：京急線既設構造物

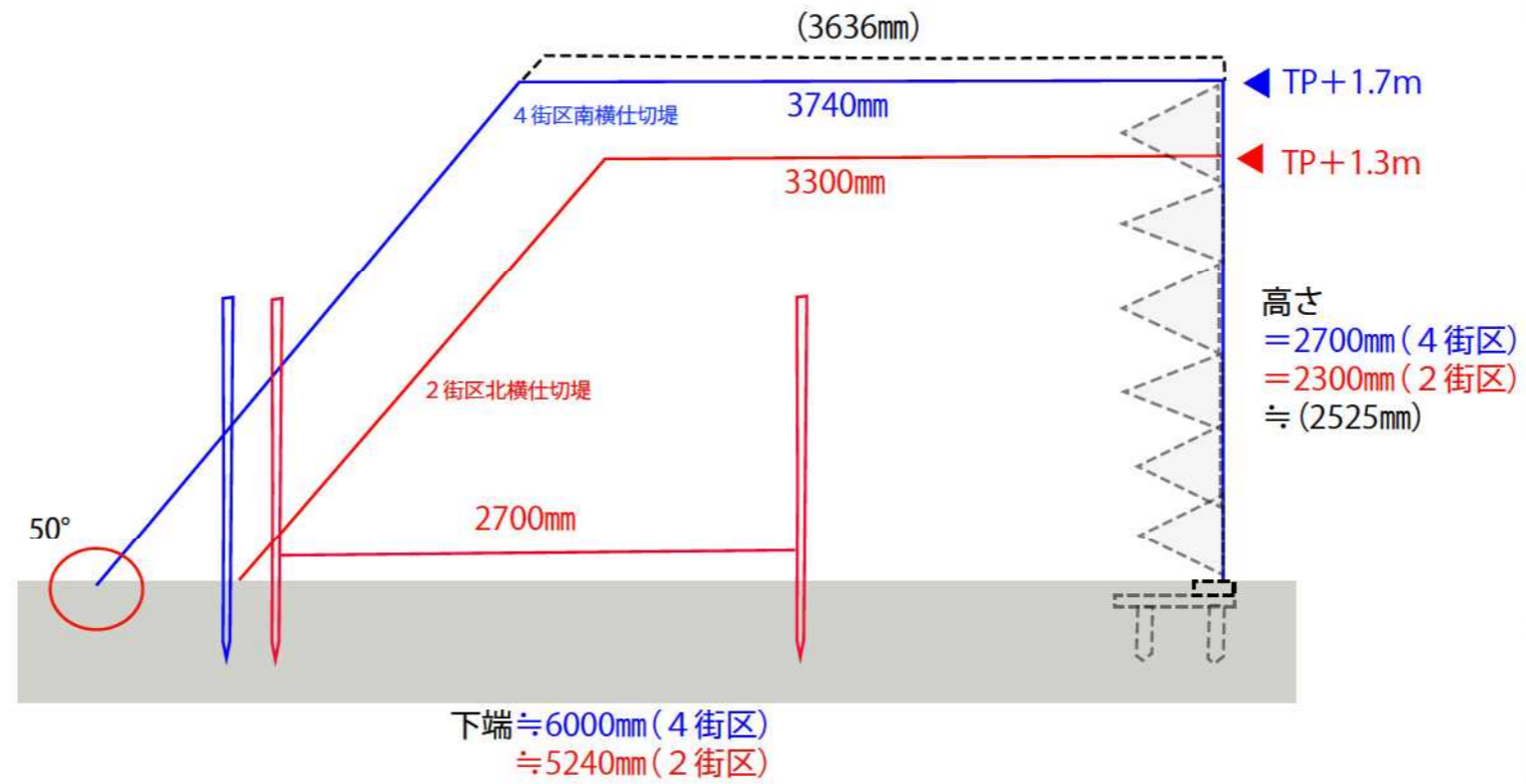
試掘調査平面図



調査済の第7橋梁南北仕切堤

※赤は第7橋梁北横仕切堤、青は第7橋梁南横仕切堤、(数字)は文献資料から計算(1尺≒30.3cmで換算)

第7橋南北横仕切堤
 長さ=30間
 高さ=8尺5寸
 上幅=2間



【南横仕切堤北面(4街区)】



【南横仕切堤南面(4街区)】



【北横仕切堤南面(2街区)】

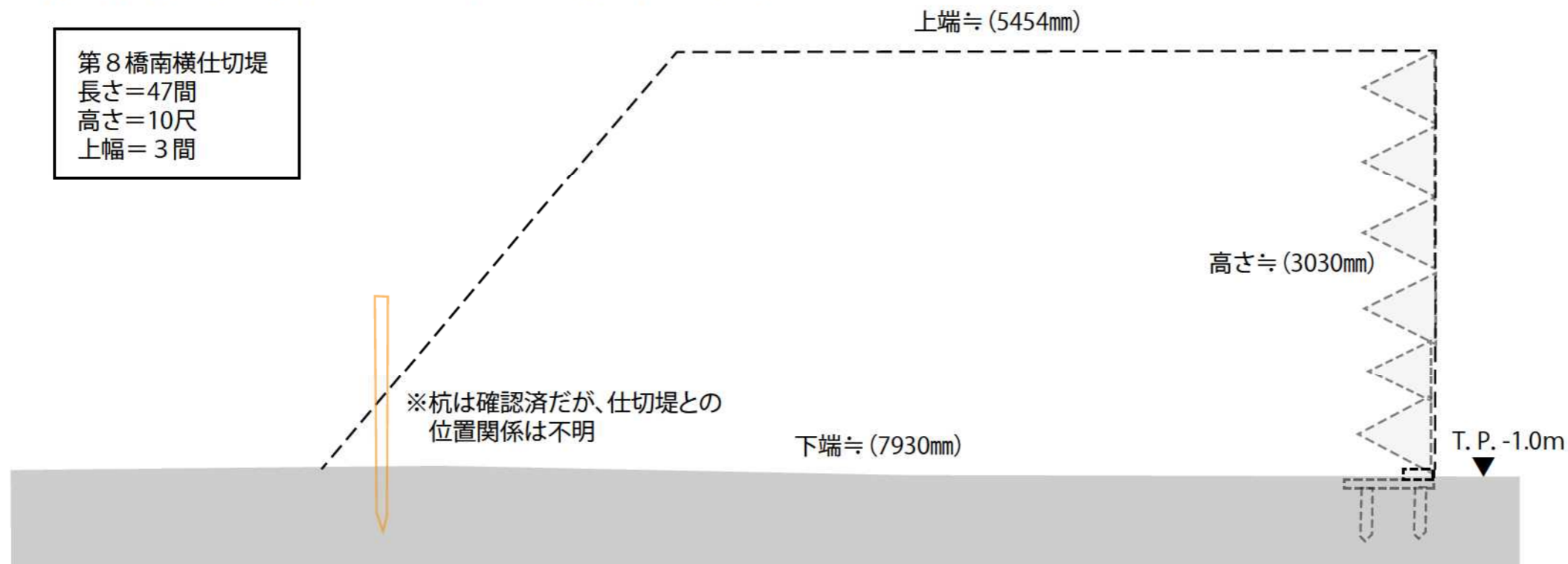


【北横仕切堤北面(2街区)】

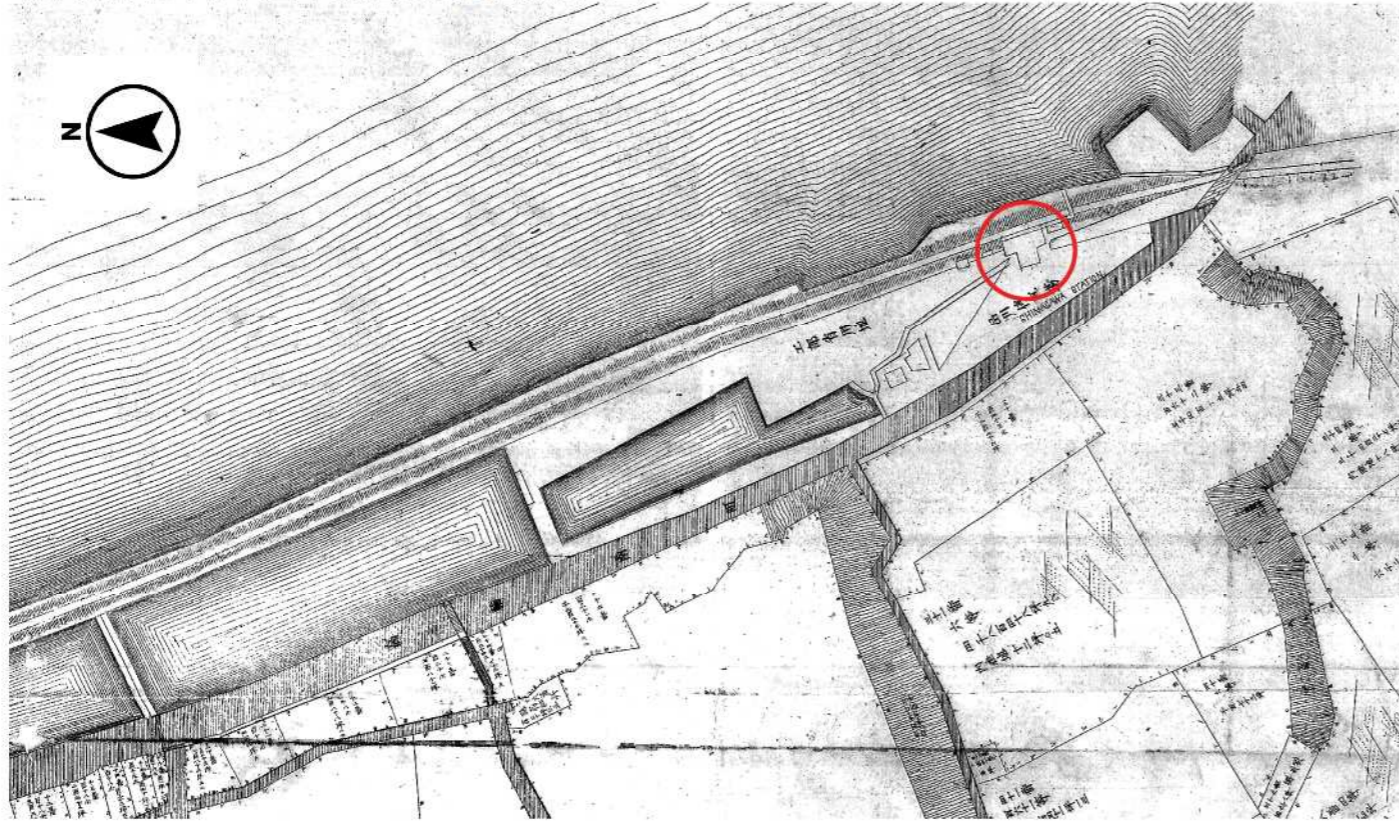


第8橋梁南仕切堤(文献資料と上記成果より推定)

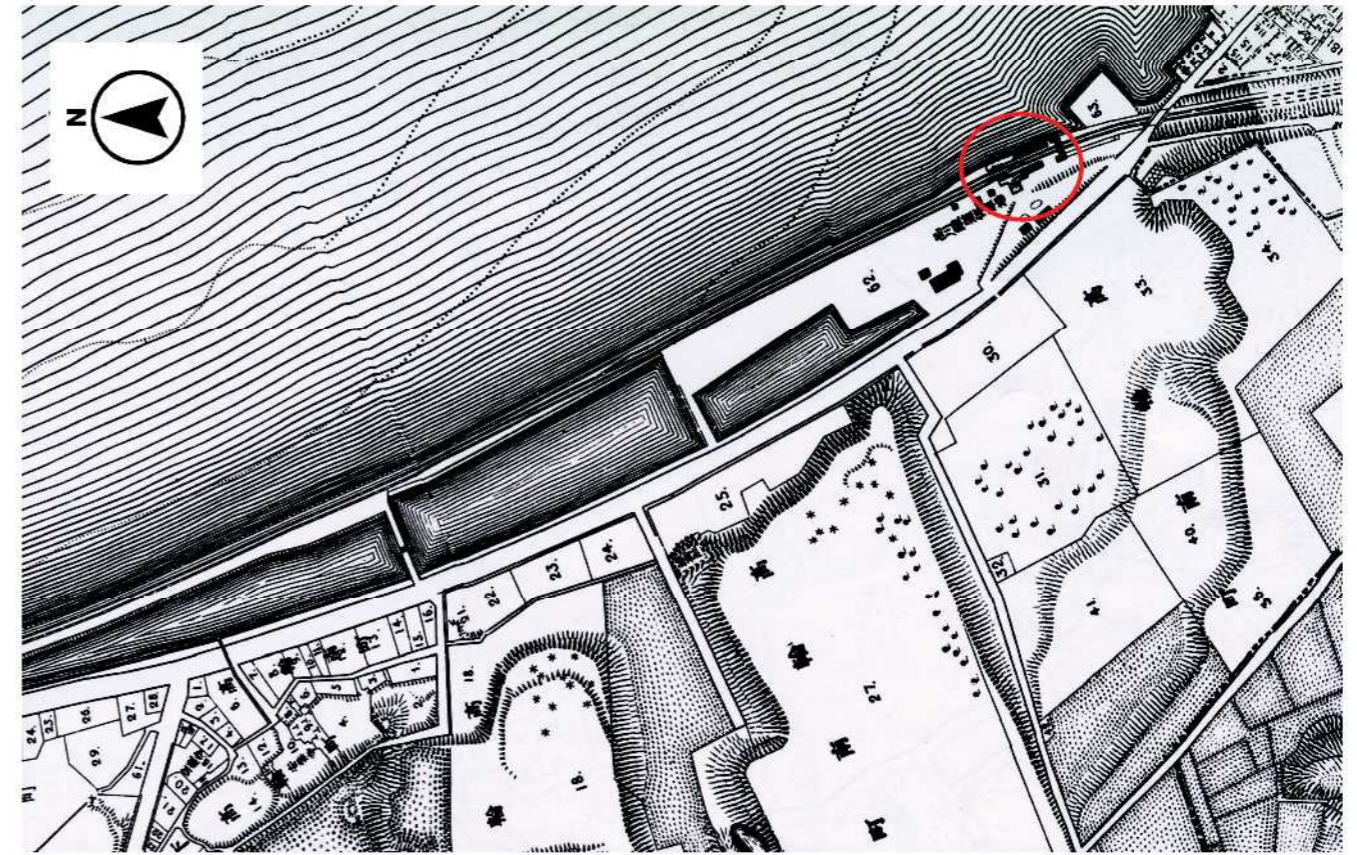
第8橋南横仕切堤
 長さ=47間
 高さ=10尺
 上幅=3間



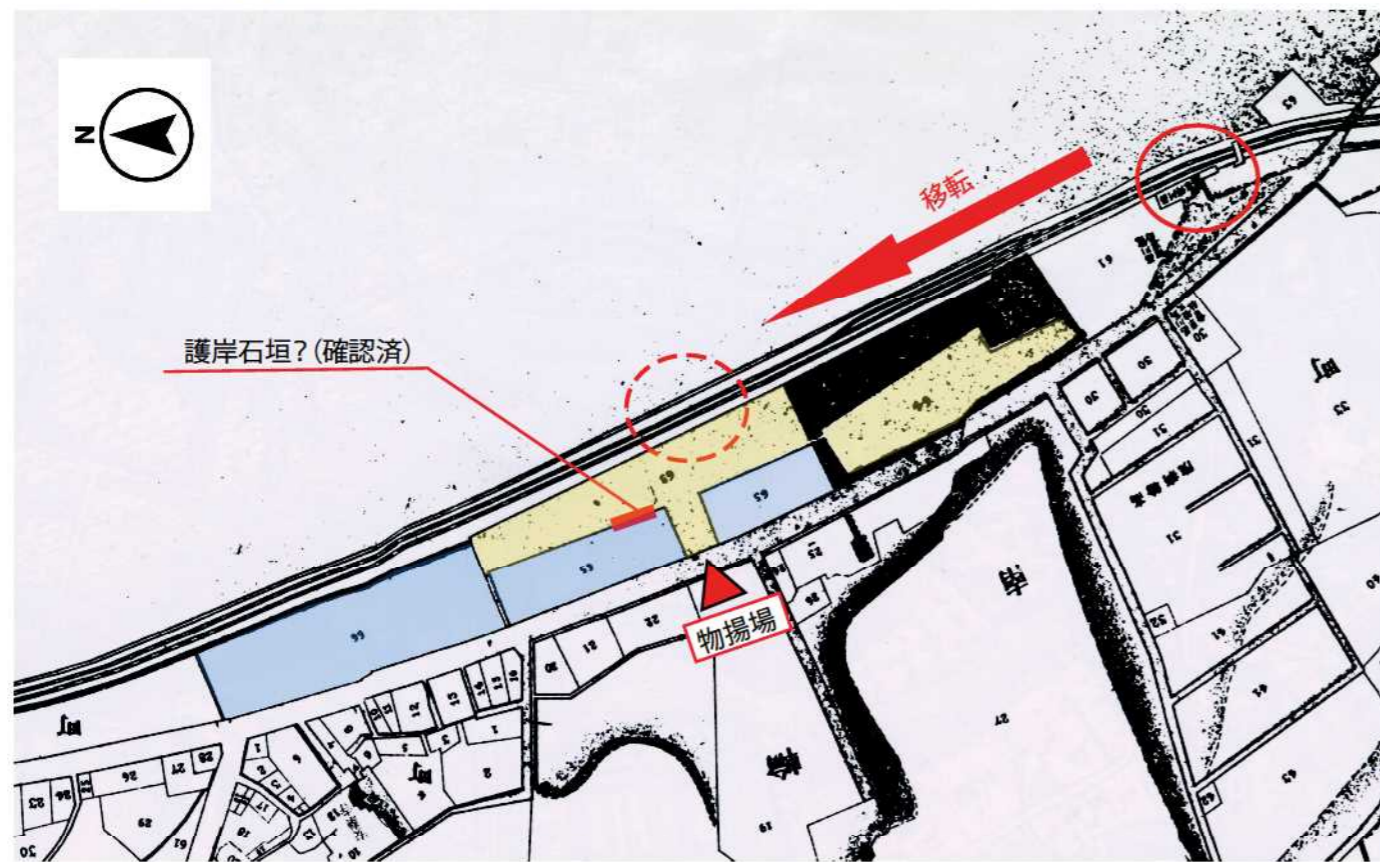
(A) 明治12年(「大日本改正東京全図より芝區」)



(B) 明治20年(内務省地理局「東京実測図」)



(C) 明治30年(東京芝区全図)」)



- (A)
 - ・八ツ山橋の北に「品川停車場」あり。
 - ・第8橋梁の南北仕切堤の間は水域は維持
 - ・南横仕切堤の南側に水溜あり。
- (B)
 - ・品川停車場の位置は変わらず
 - ・第8橋梁の南北仕切堤の間は水域を維持
 - ・南横仕切堤の南側に水溜はあるが、(A)と比べると南横仕切堤の南側で水域が広がるか?
- (B)～(C)間
 - ・品川停車場の位置は変わらず
 - ・築堤と東海道の間水域の埋立(水色範囲＝第1段階、物揚場維持のため)
- (C)～
 - ・高輪築堤が3線に拡幅される(明治32年)
 - ・品川停車場の位置は変わらず(明治34年、北へ移転)
 - ・築堤の東海道の間水域の埋立(黄色範囲＝第2段階)

【駅街区地区およびその周辺で想定される遺構】

- ① 高輪築堤跡(複線化以降の山側盛土等)
- ② 第8橋梁に伴う横仕切堤
- ③ 小規模な堤(2街区西側の調査で確認)
- ④ 粘土採掘坑(2街区西側及び泉岳寺駅改良事業に伴う調査で確認済)
- ⑤ 旧品川停車場に伴う整地層・盛土、水溜等
- ⑥ 埋立てに伴う石垣・土留め、水路・暗渠、建物・井戸・下水・道路等
- ⑦ 東海道の護岸(石垣、土留め等)

→ 試掘調査による
確認が必要